

刈谷市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 25 日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市規則第 49 号

刈谷市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

刈谷市生活保護法施行細則（平成 13 年規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「生活保護決定通知書」を「保護開始決定通知書」に改め、同条第 2 号中「生活保護変更決定通知書」を「保護変更決定通知書」に改め、同条第 3 号中「生活保護申請却下通知書」を「保護申請却下通知書」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4）保護の廃止の決定の通知 保護廃止決定通知書（様式第 20 号）

第 5 条に次の 1 号を加える。

（5）保護の停止の決定の通知 保護停止決定通知書（様式第 20 号の 2）

第 8 条中「生活保護決定通知書、生活保護変更決定通知書」を「保護開始決定通知書、保護変更決定通知書」に改める。

第 13 条（見出しを含む。）中「進学・就職準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改め、同条中「進学・就職準備給付金申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金不支給決定通知書」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

DV情報等	
-------	--

面接記録票

面接年月日	年　月　日	受付番号		面接員		地区担当員	
-------	-------	------	--	-----	--	-------	--

要保護者	フリガナ 氏名		電話番号	
	住所			

相談者	フリガナ 氏名		要保護者 との関係	
	住所		電話番号	

世帯構成										
フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	年 齢	国籍	在留資格	他法	収入 種別	収入金額	備考

保護歴の有無	
保護歴 1	
保護歴 2	
保護歴 3	

相談経路/内容/理由等

--

住居　住居種別/家賃/地代等

--

扶養義務者

氏名(フリガナ)	続柄	住所	電話番号

資産						
氏名(フリガナ)	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名(フリガナ)	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明					
面接結果					
交付書類					

急迫状態の 判断	ライフラインの 停止・滞納状況	
	国民健康保険等 の滞納状況	

面接員所見	
緊急処理の 必要性	
申請意思	

備考	
----	--

様式第18号から様式第20号までを次のように改める。

## 様式第18号（第5条、第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 保護開始決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護開始について、次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護開始	年 月 日	

## 2 あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助			合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計 (c=a+b)
種類	円	円	円	円	円	円
金額	円	円	円	円	円	円
支給区分						
Cの金額のうち別途送金額						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。

本人支払額 円

## 3 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円
		円	円

## 4 備考

## (備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。

## 様式第18号の2（第5条、第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 保護変更決定通知書

年 月 日付けで生活保護法による保護変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護変更	年 月 日	

## 2 あなたの最低生活費及び保護の程度(今回決定した額)

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助			合計(a)
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助(b)						合計 (c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円		
支給区分						円
Cの金額のうち別途送金額						費用徴収額
	円	円	円	円	円	円

あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります。

本人支払額 円

## 3 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円
		円	円

## 4 備考

(備考)
------

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。

様式第19号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

却下の理由

様式第20号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 保護廃止決定通知書

生活保護法による生活保護の廃止について、次のとおり決定しましたので通知します。

廃止する時期 年 月 日

理 由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第20号の次に次の1様式を加える。

様式第20号の2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 保護停止決定通知書

生活保護法による生活保護の停止について、次のとおり決定しましたので通知します。

停止する期間 年 月 日から

理由

(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないになります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第6条関係）

第  
号  
年  
月  
日

## 検 診 命 令 書

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

下記により検診を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称

住所

担当医師等氏名

- 4 検診理由

- 5 備考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合は、福祉事務所に相談してください。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定しましたので通知します

1 支給額	円
2 保護の廃止時期	年 月 日
3 支給を決定した理由	
4 就労自立給付金の支給日及び支給方法	
支給年月日	支給方法

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となります。一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号（第13条関係）

第  
号  
年  
月  
日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 進学・就職準備給付金支給決定通知書

年　月　日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給の可否

支給

2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額

支給日

支給方法

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第28号（第13条関係）

第  
号  
年  
月  
日

様

刈谷市社会福祉事務所長

印

## 進学・就職準備給付金不支給決定通知書

年　　月　　日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給の可否

不支給

2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額

支給日

支給方法

3 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。  
① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。  
② 決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日前に作成された改正前の刈谷市生活保護法施行細則様式第1号による面接記録票は、なおその効力を有する。